

別記様式第1号(第四関係)

あ か ぎ ま か ど ち く か っ せ い か け い か く
赤城・馬門地区活性化計画

栃木県・佐野市

平成27年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	赤城・馬門地区	市町村名	佐野市	地区名(※1)	赤城・馬門地区	計画期間(※2)	平成27年度～平成30年度
都道府県名	栃木県						

目標 : (※3)

赤城・馬門地区では、約10aの小区画農地が多く、分散錯圃の状況にある。また、農業水利施設は老朽化が進み、道路も狭小なため農業生産性が低い状況にあり、生産者の高齢化が進行する中で後継者不足や耕作放棄地の増加が懸念されていることから、経営規模拡大、分散錯圃の改善、大区画化等を実現する農業生産基盤の整備を導入することにより、担い手への農地利用集積を図る。

このことよって、計画期間における人口減少率が平成17年度(1,717人)から平成22年度(1,662人)の5年間における人口減少率3.2%を上回らないことを目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

本市は、栃木県の南西部に位置し、東京から北へ約70kmの首都圏内で、地形的には、北部から北東部・北西部にかけては、緑豊かな森林や美しい清流など自然環境に恵まれた中山間地域、南部と西部は、住宅や産業基盤が集積する都市的地域と農業が展開する地域である。

本地区は、市の南東部に位置し、北を県道佐野環状線、南を一級河川渡良瀬川、西を一級河川秋山川、東を東北自動車道に囲まれ、東西に国道50号線が横断している市街地に近接した農業振興地域で、営農は水稲中心であり、裏作として二条大麦の作付けが行われている。

現状と課題

本地区の農地は整形されているが、約10aの小区画農地が多く、分散錯圃の状況にある。また、農業水利施設は老朽化が進み、土砂さらいや草刈りなどの維持管理、水管理等に多大な労力を要しているばかりか、道路も狭小なため、大型機械の搬入等が困難など、生産性が低い農地状況にあり、生産者の高齢化が進行する中で、後継者不足や耕作放棄地の増加などに起因する地域活力の低下の回避や定住人口を維持するための対策が必要である。

今後の展開方向等(※4)

農地整備事業を導入し、農作業の効率化に伴う生産コストの低減など、経営規模拡大のメリットを活かすことのできる生産条件を整えることにより、地域農業の担い手や農業後継者の確保・育成を図るとともに、定住促進と地域の活性化を目指す。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
佐野市	馬門	基盤整備(農用地等集団化)	佐野市	有	イ	
佐野市	赤城	基盤整備(地形図作成)	佐野市	有	イ	
佐野市	赤城	基盤整備(農用地等集団化)	佐野市	有	イ	
佐野市	馬門	農地整備事業	栃木県	無	イ	平成29年度～34年度(予定)
佐野市	赤城	農地整備事業	栃木県	無	イ	平成30年度～35年度(予定)

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

赤城・馬門地区(栃木県佐野市)	区域面積 (※2)	419ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積419haのうち農林地面積は339haで全体の81%を占めるとともに、区域内の全就業者数864人に対し、農業従事者97人で11%となっている区域である。		
②法第3条第2号関係: 地域の人口減少及び高齢化からみて、活性化のためには、農地整備事業に取り組み、農業経営の安定化や担い手農家の育成を図り、定住人口の減少に歯止めをかけることは適切である。		
③法第3条第3号関係: 本区域は、農業振興地域内の水田地帯であり、市街地を形成している区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		土地所有者		農地(※2)	市民農園施設			
					権利の種類(※1)	氏名	住所	権利の種類(※1)			氏名	住所	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画が終了する年度の翌年度に、市統計によって区域内の定住人口及び集落戸数を把握し、栃木県と佐野市が共同で評価を行う。

また、評価結果については学識経験者等第三者の意見を聞き、妥当性を検証し公表する。